環境省 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

環境省	平成27年の地方からの提案等に	- 関する対応方針に対するフォローアップ状況				
提案区分 管理 番号	提案事項 (事項名) 求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所 管・関係府 提案団体 省庁	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
方に 利用	手続の簡素化 ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。・計画記載項目の共通様式化による合理化・計画策定時期が重複した場合のスケジュール等の調整	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を	置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における 農林業等の活性化のため の基盤の の と は は は り は り は り り り り り り り り り り り り	総務省、 九州地方 国土交通 省、農林 水産省、 経済産業 省、文部 科学省、 厚生労働	地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであ	画を策定するものであり、複数の法律による指定を受けていたとしても、 比較表) その振興策に大きな違いはないことから、関係府省から法律ごとに示される技術的助言に沿って計画を策定することは、大きな事務負担となっているため、共通様式化をしていただきたい。また、事務手続きのスケ
	手続の簡素化 ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。・計画記載項目の共通様式化による合理化・計画策定時期が重複した場合のスケジュール等の調整	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を	山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における 農林業等の活性化のため の基盤整備の促進に関す る法律第4条 離島振興法第3条、第4条 半島振興法第3条、第4条	国土交通 広島県 省、農林 水産省、 経済産業 省、文部 科学省、 厚生労働	かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであ	いるため、共通様式化をしていただきたい。また、事務手続きのスケ

環境省 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

填現省 半	成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアッ	ノ状況				対応方針の措置(検討)状況
	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容	対応方針の指直(検討)状況 措置方法 実施(予定) これまでの措置(検討)状況 今後の予定
豊田市、鳥取県、	それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、道・市町村内の関係課に照会	計画の策定スケジュールに留意しつつ事務量を減少させる観点から、提案団体の提案の実現にむけて積極的な検討を求める。			[再掲] 6【環境省】 (1)離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島 振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平 12法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学 省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省 と共管。山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、 総務省、農林水産省及び国土交通省の共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要が今後生じる場合については、地方公共団体の事務 負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載 事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容	正れまでの措置(検討)状況 今後の予定 地方公共団体が法律に基づく 記載事項やスケジュールを取り 計画等を同一年度に策定する。要が今後生した際に対応 知する。 まとめた一覧を作成し、その内 容について地方公共団体に通知する。 まとのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
豊田市、鳥取県、	それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、道・市町村内の関係課に照会	計画の策定スケジュールに留意しつつ事務量を減少させる観点から、提案団体の提案の実現にむけて積極的な検討を求める。			6【環境省】 (1)離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と共管。山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、総務省、農林水産省及び国土交通省の共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要が今後生じる場合については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容	通知等 地方公共 関係所省が連携して、計画等の 地方公共団体が法律に基づく記載事項やスケジュールを取り計画等を同一年度に策定するを同一年 度に策定する。 タッチの後生じた際 が今後生じた際